

## 東日本大震災等による市内避難者支援業務一覧

※「対象者」…東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害救助法の適用市町村(東京都の47区市町を除く)の罹災・被災者及び避難者

所属(電話)	項目	対応内容、要綱・内規等	条件等	実施期限
<b>玉穂庁舎</b>				
建設課 (274-8553)	市営住宅受け入れ	被災者の市営住宅への受け入れ	家賃6か月無料、希望があれば更に6ヶ月更新可能 なお、新規の入居受け入れは以後行わない。	平成28年3月31日
子育て支援課 (274-8557)	保育料減免	国・県からの通達により対応	罹災証明書・被災証明書により確認のできる世帯	未定
	放課後児童健全育成事業の利用料免除	対象:市内に居住し、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校1年～6年の就学児童		
	児童扶養手当の支給	対象:転入手続きがされていない避難者への支給	避難元団体から当該避難住民の児童扶養手当に関する記録の提供	
健康推進課 (274-8542)	定期予防接種(個別接種) ※国・県からの通達により対応	定期予防接種(個別接種) ※国・県からの通達により対応	原発避難者特例法による指定市町村からの避難者。	未定
	妊婦・乳児一般健康診査受診	※国・県からの通達により対応 受診方法については、お問い合わせください。	原発避難者特例法による指定市町村からの避難者。	未定
	母子手帳の交付	※国・県からの通達により対応	原発避難者特例法による指定市町村からの避難者。	未定
	乳幼児健診の受診	日程等詳細につきましては、事前にお問い合わせください。	原発避難者特例法による指定市町村からの避難者。	未定
	母親学級・育児学級への参加		原発避難者特例法による指定市町村からの避難者。	未定
	がん検診	集団検診:胃・肝臓・大腸・乳・肺 個別検診:子宮 ※要予約	原発避難者特例法による指定市町村からの避難者。	未定
	訪問指導・健康相談	健康に関する相談等、保健師が面接や訪問により対応(随時)	原発避難者特例法による指定市町村からの避難者。	未定
高齢介護課 (274-8556)	総合相談	電話、面接、訪問等をおして高齢者等の総合相談を行っています。		未定
税務課 (274-8546)	個人住民税 住宅借入金等特別控除の適用期限の特例	住宅借入金等特別控除の適用期限の特例として、住宅ローン適用住宅が被災により滅失等しても控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できる。	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方	個々の適用期限まで
	固定資産税 被災住宅用地の特例	被災住宅用地の特例として、被災住宅の敷地の用に供されていた土地についてH24年度からH33年度まで住宅用地として使用できないと市町村長が認める場合に限り、住宅用地とみなす。	①…平成23年1月1日における所有者 ②…平成23年1月2日から平成23年3月10日までの間に土地の全部又は一部を取得した者③…①、②の者から土地の全部又は一部を取得した相続人等④…①、②が法人の場の合併法人又は分割承継法人	平成34年3月31日
	固定資産税 被災代替住宅用地及び代替家屋の特例	被災代替住宅用地及び代替家屋の特例として被災代替住宅用地を平成33年3月31日までの間に取得した場合、被災住宅用地に相当する分について取得後3年度分住宅用地とみなす。また被災代替家屋を平成33年3月31日までの間に取得した場合、被災家屋の床面積相当分について4年間2分の1、その後2年間3分の1に減額。	被災住宅用地・家屋の所有者等	平成39年3月31日
保険課 (274-8545)	国民健康保険税の取扱い	平成27年度分の国民健康保険税を免除する。 (中央市国民健康保険条例第27条、中央市国民健康保険税減免等取扱要綱第2条、国からの通達、県からの指導等に基づく)	平成23年東北地方太平洋沖地震により被災し本市の国民健康保険被保険者となった者。 (罹災証明書、被災証明書など被災したことがわかるものの添付を原則に申請書を提出していただき、審査をして免除の可否を行い、承認等の通知を行う。)	平成27年度分(取得日などから納期が平成28年4月以降となる場合もある)
<b>田富庁舎</b>				

## 東日本大震災等による市内避難者支援業務一覧

※「対象者」…東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害救助法の適用市町村(東京都の47区市町を除く)の罹災・被災者及び避難者

所属(電話)	項目	対応内容、要綱・内規等	条件等	実施期限
危機管理課 (274-8519)	全国避難者情報システム登録	中央市へ転入・避難する方は、同システムに登録することにより、避難前の自治体から生活情報が提供される。	転入・転居時に申請受付 受付:市民課・玉穂窓口課・豊富窓口 課でも受付可能	未定
教育委員会	(田富庁舎)			
生涯教育課 (274-8522)	図書館利用カードの作成	一定の条件のもと、申請により図書館利用カードを作成する。	中央市立図書館条例施行規則第5条2- (3)を一部適用し、親族等、第2連絡 先として把握できる方のみ対応	平成28年3月31日
	福島県地方紙の閲覧	玉穂生涯学習館、田富図書館で各1紙 閲覧できる。		未定

※ 実施期限「未定」の項目に関しては、国・県や関係課の動向により終了する可能性もあります。

※ 中央市ホームページにも掲載しており、変更等が生じた場合は随時更新しますのでご確認願います。

※ 各業務についての詳細は、担当所属課へお問い合わせ下さい。

※ 住民票を移さず避難している方へ

原発避難者特例法に基づく指定市町村及び福島県からの届出を受け、指定市町村又は福島県が提供すべき行政サービスのうち、避難住民の方に自ら提供することが困難であるものを、特例事務として告示され、指定市町村から住民票を移さず避難している避難住民の方には、避難先団体から10法律219事務に関する行政サービスが提供されることとなりました。

(原発避難者特例法について [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei01\\_02000030.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei01_02000030.html))